

考えよう子どもの人権、ふせごう児童虐待

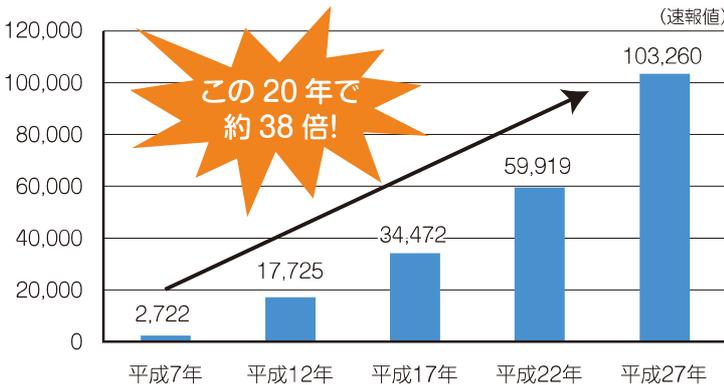
～しつけと 虐待は ちがいます～

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの心と体の成長に大きな影響を与えます。また、将来の世代に引き継がれるおそれもあります。

児童虐待は、**子育てにおいてどこの家庭にも起こりうるもの**で、特別な問題ではありません。

増え続ける児童虐待

児童虐待相談対応件数の推移



平成27年度の全国の児童相談所の虐待相談対応件数(速報値)は10万件を超え、過去最多となっています。



しつけと虐待のちがい

- 「しつけ」とは、基本的な生活習慣などを身につけ、子どもが自立できるように子どもの人格と人権を尊重して行われる行為をいいます。
- 保護者にとって「しつけ」のつもりでも、下記のような行為は、子どもの心や体を傷つけ、健やかに生きる権利を脅かすものであり「虐待」といえます。
- つまり、「しつけ」と「虐待」のちがいは、親の意図ではなく**子どもにとって有害かどうか**で判断されるものなのです。

身体的虐待

- なぐる、ける、たたく、激しく揺さぶる
- やけどさせる
- 戸外に締め出す など



育児放棄(ネグレクト)

- 適切な衣食住の世話をしない
- 重い病気になっても病院に連れて行かない
- 子どもを家に残したまま、たびたび外出する
- 車の中に放置する など



虐待の種類

心理的虐待

- ことばでおどす、傷つける
- 無視、拒否的な態度をとる、きょうだい間差別
- 目の前でDV(配偶者への暴力)を行う など



性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- わいせつな写真などの被写体にする など



虐待を受けた子どもは…



心や行動面への影響

自信がない、低い自己評価、強い不安、情緒不安定、暴力的、自傷行為、対人関係障害(緊張、引きこもり)など

「自分は愛される価値のない人間だ」という思いから、自己イメージのゆがみを生じ、人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすことがあります。

体への影響

後遺症、発育の遅れ
(低身長・低体重)など

※きょうだい間でも、愛情を受けた子と虐待を受けた子では、身長・体重などに大きな差が出る 경우가多いといわれています。

知的発達への影響

言葉や学習の遅れなど

虐待をする親の背景には…

子育ての悩み

家庭の不和

周囲からの孤立

経済的な問題

親自身が虐待を受けて育った

・・・など様々な要因やストレス、葛藤があります。

虐待が起きる要因は一つだけではありません。また、虐待は「親自身が助けを求めるサイン」でもあり親を責めるだけでは解決になりません。家庭を支援していく必要があります。

わたしたちにできること

子育て中の人へ

●一人で抱え込まず、誰かに相談しましょう

あなたの気持ちを分かってくれる人たちはきっといます。身近に頼れる人がいない場合は、子育て相談窓口にご相談してみましょう。子育て支援サービスなどを紹介してもらえます。

●子育てサロンや広場などを利用してみましょう

子育ての悩みを共有できる仲間ができたり、子育てに関する情報を得ることができます。

周囲の人へ

●子どもたちの変化に関心を持ちましょう

あなたのまわりに気になる子どもはいませんか？

●子育て中の親子に笑顔で声をかけてみるなど、孤立しないように見守りましょう

あなたのちょっとしたあいさつや笑顔が、子育て中の親子の心の支えになることもあります。

「もしかして虐待かも…」と思ったら

通告しましょう。通告者の秘密は守られます。たとえ虐待でなかったとしても、通告者に責任や罰則はありません。あなたのひとことが、子どもと親を救うきっかけになります。「気になる親子がいる」と知らせてください。

相談窓口

【子育てに関する相談窓口（9ページ）もあわせてご覧ください】

児童相談所全国共通ダイヤル**189**

(24時間対応)

お住まいの地域の児童相談所につながります

大野城市子ども相談センター **585-2460**

月～金曜日（祝日除く）8:30～17:00

時間外は留守番電話になります

児童虐待は、子育て家庭だけの問題ではありません。子育て家庭が孤立せず、安心して子育てができるように、地域で支えあって子どもたちを育てましょう。